

別紙1

I. 認証機関の審査基準

	申請書・提出書類	審査内容	審査基準
1	【登録申請】 ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品 認証機関登録申請書 (様式1号)	—	—
	【登録更新申請】 ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品 認証機関登録更新申請書 (様式2号)	—	—
2	登記事項証明書、定款等	認証機関の組織的な運営が可能か	・公的機関、法人又は法人から構成された組織であること ・法人等が運営者である場合、当該法人の運営が組織的に行われていること
3	申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 ※ 申請時に翌事業年度の予算が決定しない等の協会がやむを得ないと認める事業があれば、作成後速やかに提出することを条件に、当該書類を添付せずに申請書を提出してもよい。	ノングルテン米粉製品認証を安定的かつ円滑に行うための財政基盤があるか	5年の有効期間の間、安定的かつ円滑にノングルテン米粉製品認証を行えるだけの財政基盤があると認められること
4	申請者の属する組織の組織規程等 ※ 定量検査を ① 国、地方自治体若しくは独立行政法人の試験機関 ② 健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第3項に規定する登録試験機関 ③ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第9項に規定する登録検査機関 に委託して実施する場合は、定量検査を委託する団体の名称及び所在地を記載した資料	・食品表示法に基づく食品表示制度等の運用等のノングルテン米粉製品認証を実施するために必要な体制が整備されているか ・ノングルテン米粉製品認証の業務を行う上で、知り得た秘密の適切な保持体制及び適切な紛争処理体制が整備されているか	・ノングルテン米粉製品認証の業務を行う部門に当該業務を管理する者が置かれていること ・ノングルテン米粉製品認証に係る業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること ・ノングルテン米粉製品認証の業務を行う部門から独立し、当該業務の管理及び精度の確保に関する文書に基づく確認を行う部門が置かれていること ・食品表示法、特定原材料タンパク質分析等のノングルテン米粉製品認証に必要な知識及び技能を有する者が十分な人数所属していること ・紛争処理のための公正かつ中立な法務体制が整備されていること

II. ノングルテン米粉製品認証の審査基準

	申請書・提出書類等	審査内容	審査基準
1	【ノングルテン米粉認証の申請】 ノングルテン(Non-Gluten)米粉 認証申請書(様式5号)	—	—
	【ノングルテン米粉加工製品認証の申請】 ノングルテン(Non-Gluten)米粉 加工製品認証申請書 (様式6号)	—	—
2	認証の申請に係る米粉の原料となる米穀の売買契約書の写し ※ ノングルテン米粉加工製品の認証を申請するに当たっては不要	米粉製品の原料となる米穀の段階において、異なる種類の穀物の混入防止のための管理が行われているか	農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく検査の受検義務が約款において設定されている等の適切な管理が行われていることを証する契約となっていること
3	【ノングルテン米粉認証の申請】 申請に係る米粉製品のグルテン定量検査の結果通知書の写し及び当該米粉製品のサンプル(異なる2つの製品ロットから、各ロットを代表するサンプル各1つを抽出したもの。) ※ 認証機関にグルテン定量検査を依頼する場合には、「グルテン定量検査依頼書」(様式5号の2)	申請に係る米粉製品サンプルのグルテン含有率が、ノングルテン米粉製品の基準を満たしているか	ガイドラインに照らして、グルテンの含有率がノングルテン米粉の基準を満たしていること
	【ノングルテン米粉加工製品認証の申請】 申請に係る米粉製品のノングルテン米粉加工製品検査の結果通知書の写し及び当該米粉製品のサンプル(異なる2つの製品ロットから、各ロットを代表するサンプル各1つを抽出したもの。) ※ 認証機関にノングルテン米粉加工製品検査を依頼する場合には、「ノングルテン米粉加工製品検査依頼書」(様式6号の2)	申請に係る米粉製品サンプルの特定原材料(*)タンパク質の濃度レベルが、ノングルテン米粉加工製品の基準を満たしているか (*) 食品表示法に規定する特定原材料をいう。	ガイドラインに照らして、特定原材料タンパク質の含有がノングルテン米粉加工製品の基準を満たしていること
4	認証申請者の概要が分かる資料(企業にあっては組織規程等、個人にあっては個人が行う事業の概要を記載したもの等)	認証申請者が、ノングルテン米粉製品認証を受けたのちに、安定的にノングルテン米粉製品を供給できるか	・2年間の有効期間中、安定的にノングルテン米粉製品を供給できる財政基盤があること ・原料米穀の荷受けから当該米粉製品の販売先への輸送まで、グルテン・グルテンを含む穀物の意図しない混入(以下「コンタミ」という。)を防止するための体制が整備されていること(※具体的な審査項目は別紙2のIのとおり。書類による審査ののち、工場審査によって確認する。) ・コンタミが発生した場合の米粉製品の回収等の食品安全管理の観点から必要かつ適切な対応をとることができる体制 ・ノングルテン米粉製品を製造する者がコンタミを防止し、また、コンタミが発生した場合の必要かつ適切な措置を行う教育を受けられる体制が整備されていること(※具体的な審査項目は別紙2のIIのとおり。書類による審査ののち、工場審査によって確認する。)
5	申請に係る米粉製品の製造工場の概要	米粉製品の製造過程で、グルテンの混入の危険性がないか	グルテン又はグルテンを含む穀物を使用していない又は使用している場合は構造的に混入のリスクがないことが確認できること(※具体的な審査項目は別紙2のIIIのとおり。書類による審査ののち、工場審査によって確認する。)